

火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会
(令和２年度第１回) 審議結果【書面審議】

1 開催日

令和２年５月２０日（水）

2 審議者

(1) 委員（敬省略、順不同）

田村 昌三（座長）、朝倉 浩一、新井 充、岩田 雄策、芝田 育也、鶴田 俊、三宅 淳巳、
八木 伊知郎

(2) オブザーバー

金地 隆志（経済産業省）、加藤 優奈（厚生労働省）

(3) 事務局

渡辺 剛英、鈴木 知基、平野 修弘、安田 哲朗

3 配布資料

(資料Ⅰ－１) 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査報告書（令和元年度）

(資料Ⅰ－２) 「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査方法（案）※

(資料Ⅰ－３) 「消防活動阻害物質」の調査方法（案）

(資料Ⅰ－４) 今後の検討会スケジュール（案）

〔参考資料Ⅰ－１〕開催要綱

〔参考資料Ⅰ－２〕委員等名簿

〔参考資料Ⅰ－３－１〕消防法令抜粋①（消防法上の危険物の定義、試験方法など）

〔参考資料Ⅰ－３－２〕消防法令抜粋②（消防活動阻害物質関係）

〔参考資料Ⅰ－４〕令和元年度第３回検討会議事要旨

4 審議内容

(1) 座長選出

【事務局】事務局推薦案について各委員異議（意見）なしのため、田村委員を本検討会の座長として選出する。

(2) 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査報告書（令和元年度）について

【委員】報告書として問題ない考える。

【委員】塩化アルミニウムへの水添加による発生ガスの分析で、「量が増えるほど発生する塩化水素ガス量が増える結果について、試料量が少ないと発熱エネルギーが実験に用いたフラスコ等の器具の温度上昇のために奪われてしまい、塩化水素の揮散に寄与できなくなるためである」と断定してしまっているが、ここは「寄与できなくなるためと予想される」というレベルではないかと考える。また、045 ページの表 6 の次の表は、表 5 ではなく、表 6 ではないか。

【委員】塩化アルミニウムから発生する毒性ガスに関して、溶存量が大きいとの指摘があっ

た。温度条件等によって空間体積が大きくなることが考えられるが、試験条件下で基準値に収まっているのが確認されていることから妥当な判断である。

【事務局】当該報告書については、昨年度の第3回検討会においてご承認をいただいているものであり、現状、完成版として既にHPに掲載されているが、明確な誤表記等については事務局において修正したうえ再掲載させていただく。

(3)「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査方法（案）について

【委員】調査方法（案）については、これまで同様の方法で行ってきたものであり、この方法で調査を行うことが適切と考える。

【委員】妥当だと考える。

【委員】本年度も別紙2「流通量モニタリング物質の調査結果（31物質）」に基づき、実態調査を行う予定はあるか。また今後の予定（31物質を順番に確認するのかなど）の有無も、早めに開示を御願いたい。

【事務局】モニタリング物質については、本年度は個別具体的な検討課題は特段想定していないが、流通量の動向については引き続き調査していく。

(4)「消防活動阻害物質」の調査方法（案）について

【委員】調査方法（案）については、これまで同様の方法で行ってきたものであり、この方法で調査を行うことが適切と考える。

【委員】調査方法（案）については妥当だと考える。ただし、病原性微生物等を「消防活動阻害物質」とするか、その必要がないかについて、専門家を交えた検討が必要だと考える。

【委員】妥当だと考える。

【事務局】消防活動阻害物質は、消防法第9条の3第1項を根拠として、火災発生により人命の危害の要因及び消防職員等の身体に有害な要因となる物質をあらかじめ指定し、貯蔵・取扱いについて一定の届出行為を義務付けさせている。現在、消防活動阻害物質の調査方法としては、「薬事・食品衛生審議会 毒劇物部会」において、毒物・劇物として指定又は解除が妥当とされた物質を対象として、「消防活動阻害物質に新たに追加するための要件」及び「消防活動阻害物質に関する指定要件の判断基準（平成30年3月改定）」に基づき分析調査を実施しているところである。よって病原性微生物等を消防活動阻害物質の枠組みに追加するかどうかは、慎重に判断することが必要と考える。

(5) その他

【委員】今後の検討会スケジュール（案）については従来と同様であり、妥当と思われるが、新型コロナウイルスの感染状況によっては、危険物の確認試験の実施、必要により行う消防活動阻害物質の加熱発生ガス分析の実施等のスケジュールに影響が生じる可能性が生じるおそれがある。その際には検討会との連絡をとりながら、柔軟な対応を行うことも必要であろう。

【委員】今後のスケジュール（案）については、妥当と思われるが、コロナ禍の中でスケジュール通りいかない可能性も考えられるので、その際の対策についても考えておく必要があると考える。

【事務局】危険性を有するおそれのある物質等の調査委託については通常どおり実施できることとなったが、その後、選定した候補物質を実際に分析試験していくに当たり、新型コロナウイルスの影響が出てくる可能性についても考慮しておく必要があると考えている。今後のスケジュールに関しては、新型コロナウイルス感染状況及び国としての対応方針等を注視しながら、検討会と連携を図り、柔軟に対応していくべきと考える。